

社会福祉法人鶴林園
役員報酬規程

社会福祉法人鶴林園

社会福祉法人鶴林園 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鶴林園（以下「法人」という。）定款第23条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、業務に応じた報酬等を支給する。

(法人職員給与との併給)

第3条 法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の算定方法)

第4条 役員に対する報酬等の額は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) 理事会への出席 | 日額 10,000円 |
| (2) 評議員会への出席 | 日額 10,000円 |
| (3) 評議員選任・解任委員会への出席 | 日額 10,000円 |
| (4) 監事監査への出席 | 日額 10,000円 |
| (5) 法人業務のための出勤 | 日額 10,000円 |

ただし同一日に行われる業務に対しての報酬は、いずれかのみとする。

2 各年度の報酬等の総額は3,500,000円を超えない範囲で支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬は、業務の都度、現金支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 役員に対する費用弁償は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|--------|
| (1) 理事会に出席した場合 | 2,000円 |
| (2) 評議員会に出席した場合 | 2,000円 |
| (3) 評議員選任・解任委員会に出席した場合 | 2,000円 |
| (4) 監事監査に出席した場合 | 2,000円 |
| (5) 法人業務のための出勤の場合 | 2,000円 |

ただし、交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を支払うことができる。

(端数の処理)

第7条 この規程による計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

令和 2年4月1日 一部改正